

海外コーディネーターに係る業務委託先公募要項
【農林水産・食品分野/デザイン】

2026 年 3 月 16 日

独立行政法人日本貿易振興機構
ジェトロ ロサンゼルス事務所
梶田朗

独立行政法人日本貿易振興機構ロサンゼルス事務所（以下「ジェトロ」という）では、日本企業等（日本からの農林水産・食品の輸出に取り組む企業・業界団体、関係機関等）による農林水産・食品分野の海外市場開拓を支援するため、バイヤー発掘、貿易相談、ビジネスマッチング等を業務委託できる個人又は法人を募集いたします。

応募を希望される場合は、下記の要領に基づき応募書類をご提出ください。

記

1. 事業目的：

日本企業等の海外販路拡大を促進するため、当該国・地域の当該分野専門家（海外コーディネーター）によるバイヤー発掘、相談対応、現地企業・バイヤーとのビジネスマッチング支援などを行う。

2. 業務委託内容：

(1) 専門分野

農林水産・食品（デザイン）

(2) 対象国・地域（カバーエリア）

米国

(3) 業務委託項目

日本企業等（日本からの農林水産・食品の輸出に取り組む企業・業界団体、関係機関等）による海外市場開拓・拡大を支援するため、以下2つの業務を行う。業務実施にあたっては、ジェトロ海外事務所またはジェトロ本部による指示・確認のもと、当該のジェトロ事務所の管理に基づいて実施するものとする。

- ① 相談対応業務
- ③ 基盤強化業務

【業務詳細】

① 相談対応業務

- A. 資料作成および相談対応（対：日本企業・海外バイヤー等）日本産食品の米国輸出拡

大に資する為、既存の商品パッケージの強みや課題点について分析資料を作成すると共に、米国市場で成功するデザイン作成にむけた相談対応を現地もしくはオンラインでおこなう。(分析資料 PPT1 枚程度、ブリーフィング 30 分～1 時間程度を想定)

③ 基盤強化業務

A. セミナー等による情報提供

日本企業等を対象にした現地の最新の消費動向や売れ筋商品、現地特有の商習慣や販売方法等に関するセミナー等の開催依頼があった場合、ジェトロ海外事務所、ジェトロ本部、コーディネーターの 3 者の合意のもと、セミナー等による情報提供等を行う。講演に必要な資料の作成も本業務に含むものとする。なお、対面またはライブ配信のウェブセミナーの業務時間は、コーディネーターによるセミナー講演時間（他の講演者による講演時間や休憩時間等は含まない）、質疑応答を実施した時間とし、事前の打合せ時間、控え室での待機時間、終了後の名刺交換等の時間はカウントしない。録画によるセミナーの場合は録画に要した時間もカウントの対象とするが録画にかかる時間の上限については事前にジェトロ海外事務所およびジェトロ本部と調整するものとする。

E. 海外販路開拓・拡大等の取り組みに対するアドバイス・提案等（対：ジェトロ等）

ジェトロからの求めに応じて、日本の農林水産・食品の海外販路開拓・拡大に係る取り組みに対し、アドバイス、戦略策定、提案等を面談、E-mail 等にて行う。面談の場合は 1 時間程度を目安とする。E-mail 等の文書の場合は、日本語で A4 用紙 1～2 枚（1,200～2,400 字）程度を 1 件と数える。

(4) 報告書

月次報告書を作成し、当月分は翌月 7 日（2027 年 3 月分は同月 19 日）までに当該のジェトロ事務所に提出する。報告書の様式はジェトロが定めるものとする。

(5) その他

関連業務、研修受講、業務出張を要請する可能性がある。出張に係る経費（交通費、宿泊費等）はジェトロ規程に基づきジェトロが負担。原則、コーディネーターの私用による迂回はできない。

3. 使用言語：

「日本語または英語」

4. 募集人数：

1 名

5. 業務委託料（税込み/抜きのいずれかを記載）：

- (1) 業務が生じた際の出来高払いとし、単価は下記のとおりとする。ただし、年間 10,500 (USD) を超えないものとする。また、年間 10,500 (USD) の支払いを保証するものではない。
- (2) 日本国内業務については、日本の税法に基づき所得税が課税される。所得税はジェトロが源泉徴収する。（免税・減税対象国を除く）
- (3) 業務件数・時間数等については、ジェトロからの事前の指示と対応に基づき、決定することとする。
- (4) 電話代・コピー代など事務経費については、業務委託料に含むものとし、ジェトロは負担しない。移動時間他、交通費等の実施に係る経費は、特段の記載がない業務については業務委託料に含まれる。

(5) 単価

通貨単位：USD（税込み）

業務内容		単価
①相談対応業務	A. 資料作成および相談対応(対：日本企業・海外バイヤー等)	300/件
③基盤強化活動	A. セミナー等における情報提供 (対：日本企業等)	250/15 分
	E. 海外販路開拓・拡大等の取り組みに対するアドバイス・提案等 (対：ジェトロ等) *注 6	300/件

※時間を単位とする項目：端数が発生する場合は、15分単位で切り上げるものとする。

※日本国内で実施した業務のみ消費税等課税対象とする。

※旅費・交通費等について

*注 1-①、1-②、6

ジェトロロサンゼルス事務所で実施した場合には、ジェトロロサンゼルス事務所までの交通費等実施に係る経費は委託料に含まれる。ただし、ジェトロが別途指定した場所で業務を行う場合は、ジェトロ規程に基づき交通費等をジェトロが負担する。

*注 3

ジェトロ規程に基づき出張に係る経費(旅費、宿泊費等)をジェトロが負担する。

6. 支払い方法

- (1) 委託業務が発生した月単位で、月次報告書及び交通費その他の証憑の提出に基づき、ジェトロにて確認後、確定した金額を受託者に通知する。
- (2) 受託者は同通知額に基づき、支払請求書をジェトロに送付する。
- (3) ジェトロは同請求額を指定された受託者の口座に（通貨）建てで支払う。

7. 応募資格：

以下の要件をすべて満たすこと。

- (1) 法人の場合は米国に現地法人又は支店を有し、従事予定者は米国に居住していること。個人の場合は米国に居住していること。
- (2) 事業に必要とされる専門性と申請者の専門分野が合致していること。
- (3) 当該専門分野での業務経験が3年以上であること。
- (4) 本応募に関し、所属先がある場合はその了解が得られていること。
- (5) 刑事罰を受けておらず、若しくは、刑事手続が行われていないこと、又は民事上の紛争が生じていないこと。
- (6) 本事業及び他ジェットロ事業で契約実績のある場合、契約期間中に重大な問題、又は事務手続き、業務報告などで重大な問題を起こしていないこと。
- (7) 本事業に対して十分業務時間が確保でき、ジェットロからの要望に素早く対応できること。
- (8) 必要に応じて依頼された出張への対応が可能であること。

8. 応募方法：

別添の「応募用紙」に必要事項を記入のうえ、ジェットロサンゼルス事務所宛に電子メールで提出してください。応募者の関連業界での実績・経験、会社概要等を示す資料があれば添付してください。

9. 選考方法：

第一次選考：書類審査

第二次選考：面談（書類審査の上、別途日時・場所を連絡します）

選考に当たっては以下の要素を総合的に勘案し、採択者を決定します。

- (1) 本事業の目的・趣旨への理解及び事業推進に対する積極性
- (2) 本事業で求められる専門知識・人脈の有無
- (3) 過去の同様の業務の実績・経験（国内外は問わない）
- (4) カバーエリアにおける販路開拓のためのマーケティング経験
- (5) 相談対応業務、ビジネスマッチング支援対応への機動力
- (6) 本事業の趣旨に沿った形で、日本語または英語による業務が可能であること

※選考結果については採否のみを応募者に通知します。採否理由はお答えできません。
また、提出書類は返却できません。

10. 応募期間：

2026年3月20日（金）～4月3日（金）

11. 契約形態・業務委託期間：

- (1) 契約形態：ジェットロと採択者（個人又は法人）との間で業務委託契約書を締結
- (2) 業務委託期間：契約締結日～2027年3月31日

1 2. 個人情報の取り扱い：

この公募に関して書類にご記入いただいた個人情報は、業務委託先選定のために利用します。

1 3. 留意事項

- (1) 受託者は、ジェトロの情報セキュリティ規程を遵守して業務を遂行していただきます。
- (2) 受託者は、事業の全てもしくは一部を第三者へ再委託することは禁じられています。
- (3) 受託者は、ジェトロの定める業務報告書などをジェトロの求めに応じて提出していただきます。なお、当該業務報告書及び作成資料の知的所有権および事業成果はジェトロに帰属します。

1 4. 応募先・お問い合わせ：

ジェトロ ロサンゼルス事務所 担当：ドーニスあかね

E-mail：lag_staff15@jetro.go.jp

TEL： 213-223-9355

以 上

＜独立行政法人と一定の関係を有する法人との契約に係る情報の公表について＞

独立行政法人が行う契約については、「独立行政法人の事務・事業の見直しの基本方針」（平成２２年１２月７日閣議決定）において、独立行政法人と一定の関係を有する法人と契約をする場合には、当該法人へのＯＢの再就職の状況、当該法人との間の取引等の状況について情報を公開するなどの取組を進めるとされているところです。

これに基づき、以下のとおり、当機構との関係に係る情報を当機構のウェブサイトで公表することといたしますので、所要の情報の当機構への提供及び情報の公表に同意の上で、応募していただくよう御理解と御協力をお願いいたします。

なお、案件への応募をもって同意されたものとみなさせていただきますので、ご了承ください。

（１）公表の対象となる契約先

次のいずれにも該当する契約先

- ①当機構において役員を経験した者（役員経験者）が再就職していること又は課長相当職以上の職を経験した者（課長相当職以上経験者）が役員、顧問等として再就職していること
- ②当機構との間の取引高が、総売上高又は事業収入の３分の１以上を占めていること（当該契約の締結日の直近の財務諸表の対象事業年度における金額による。）

※光熱水道費、燃料費、通信費の支出に係る契約は対象外です。

また、地方公共団体及び個人は対象外です。

（２）公表する情報

上記に該当する契約先について、契約ごとに、物品役務等の名称及び数量、契約締結日、契約先の名称、契約金額等と併せ、次に掲げる情報を公表します。

- ①当機構の役員経験者及び課長相当職以上経験者（当機構ＯＢ）の人数、職名及び当機構における最終職名
- ②当機構との間の取引高
- ③総売上高又は事業収入に占める当機構との間の取引高の割合が、次の区分のいずれかに該当する旨

３分の１以上２分の１未満、２分の１以上３分の２未満又は３分の２以上

- ④一者応札又は一者応募である場合はその旨

（３）当機構に提供していただく情報

- ①契約締結日時点で在職している当機構ＯＢに係る情報（人数、現在の職名及び当機構における最終職名等）
- ②直近の事業年度における総売上高又は事業収入及び当機構との間の取引高

※当機構が保有する情報又は公知の情報（法人のウェブサイト等）で確認ができる場合

には、新たに提供していただくことはありません。

(4) 公表日

契約締結日の翌日から起算して原則として72日以内（4月に締結した契約については原則として93日以内）

以上